

## 札幌くらぶ会則の一部改正について

札幌くらぶ会則（平成8年8月20日総会承認）の一部を次のように改正する。

第4条第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 札幌市内中学校札幌定期演奏会招待事業

第5条第2項、第3項及び第4項中「マスター会員」を「ホスト会員」に改める。

第6条第2項第1号中「マスター会員」を「ホスト会員」に、「及びフリガナ」を「、フリガナ及び年齢若しくは生年月日」に改める。

第7条第3項中「会費振込依頼書」の次に「又は現金」を加える。

第8条第2項第2号中「1年」を「3年」に改める。

第9条第1項第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 事務局長 1名

第10条第2項を第3項とし、第1項に次の1項を加える。

2 事務局長は、会長の指名を受け、総会において選任するものとする。

第11条第4項中「顧問会議」の次に「若しくは運営会議」を加え、同項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える

3 事務局長は、会長から委任を受け、会務を統括し、その円滑な運営を担い、運営スタッフに会務の一部を分担させ、その業務を調整し、会計担当が欠けたときは次の担当が指名されるまでの間、その事務を臨時に担当又は他の者を指名することができる。

第14条の見出しを「(運営スタッフ)」に改め、同条第1項本文中「スタッフ」を「運営スタッフ」に改め、同項第1号を次のように改め、第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、同条第2項中「スタッフ」を「運営スタッフ」に改める。

(1) 会計担当 2人以内

第15条の見出し中「スタッフ」を「運営スタッフ」に改め、同条第1項を次のように改め、第4項及び第5項を削り、第6項を第4項とする。

第15条 会計担当は、札幌くらぶの会計事務を処理する。特別会計が設置されたときは、事務局長の指示によりその事務を兼ねて担当することができる。

第16条（見出しを含む。）中「スタッフ」を「運営スタッフ」に改める。

第19条第2項中「事務局スタッフ」を「運営スタッフ」に改め、第6項中「、会報編集長、事務局次長、普通会計担当及び特別会計担当」を「、会計担当、会報編集長及び事務局次長」に改め、第7項中「事務局スタッフ」を「運営スタッフ」に改める。

第20条第3項中「、副会長」を「及び副会長」に改める。

第21条「会議を招集」を「次の会議を招集」に、「要約」を「内容」改め、同条に次の3項を加える。

2 総会は、発言の全文を記録するものとする。

3 運営会議は、発言を要約して記録するものとする。

4 事務局会議、会報編集会議は、発言の概略を記録するものとする。

第23条第4項中「、コンサートに関する委員会を除き」を「原則として」に改め、「し、コンサートに関する委員会は特別会計で処理」を削り、次のただし書きを加える。

ただし、必要に応じて特別会計を設置して処理することができる。

第24条第2項中「札幌くらぶの運営に関する」を「原則として札幌くらぶの運営に関する全ての」に改め、第3項中「設置」の次に「し、普通会計で処理している会計を移管」を加え、「コンサート運営」を「おおむね札幌くらぶサロン、札幌市内中学校札幌定期演奏会招待、札幌くらぶコンサート及び全国のプロオーケストラファンクラブ組織との交流又は運営会議で決定した事業」に改め、同項の次に次の1項を加える。

4 特別会計の設置は運営会議で決定する。

第27条を第28条とし、第26条の次に次の1条を加える。

(新年度の会計の特例)

第27条 新年度に生じた収入又は支出（立替払いを含む。）が旧年度に属するときの新年度の会計は、旧年度の会計として処理しなければならない。

2 新年度の予算が総会において議決されるまでの間の支出の会計は、概算払いとして処理し、処理できる支出は事務処理に必要な一般的経費のほか第3条に定める事業の運営に必要な経費とし、予算が議決されたときは支出に変更がない限り正規に処理されたものとする。

附 則（2023（令和5）年6月24日）

この会則は、2023（令和5）年6月24日から施行し、2023（令和5）年4月1日から適用する。

---

## 改 正 の 概 要

### 第4条関係

すでに実施している「札幌市内中学校札幌定期演奏会招待事業」が追加改正漏れしていたので加えます。

### 第5条関係

マスター会員を「ホスト会員」と称していることが多く、総会議案書でも「ホスト会員」と称しているため、現状に合わせて名称を改めます。

### 第6条関係

「ホスト会員」の改正については前条と同じで、最近入会申込の際において、年齢若しくは生年月日のいずれかの記載を求めており、現状に合わせて改正します。

### 第7条関係

年会費の収納は現金でも行われていることから、現状に合わせて改めます。

### 第8条関係

会員の高齢化に伴い会員が減少していることから、新規入会者が会費を1年未納にすれば自動的に退会できると判断し、あえて会費を未納にすることが考えられることを考慮し、資格喪失要件を3年に延長します。

### 第9条・第10条・第11条関係

事務局長を会長の指名である運営スタッフではなく、職務の重要性を鑑みて、役員とするための改正をし、事務局長については、会務を一体的・統一的に運営することを鑑み、その候補者は会長が指名して総会で選任することに改正、事務局長の職務を第15条から移管し内容を見直しました。

## 第14条・第15条関係

スタッフは「運営スタッフ」と呼称しているので現状に合わせ、「普通会計担当」と「特別会計担当」を統合して「会計担当」を新たに設け、2名以内で担当することとし、事務局長を役員待遇したことによる関連規定を削除し、会計担当の職務を追加します。

## 第16条関係

スタッフは、「運営スタッフ」と呼称している現状に合わせます。

## 第19条関係

事務局スタッフは運営スタッフと呼称していることから現状に合わせます。また、会計担当について第14条・第15条関係の関連で改正します。

## 第20条関係

法制執務の原則に照らして字句整理します。

## 第21条関係

近年、議事録の調製はあらゆる場面で重要性が増し原則は全文記録ですが、会議によって議事録の全文記録は負担が大きく現実ではないことから、総会は札幌くらの最高議決機関との位置づけから全文で記録し、他の会議は要点を記録することとします。

## 第23条・第24条関係

特別会計の設置に関する規定を整理し、特別会計とすることができる事業を例示します。

## 第27条関係

新年度の会計事務の処理の特例を規定します。

## 札幌くらぶ会則一部改正新旧対照表

注：「省略」とは条文の省略をいいます。

新条文	旧条文
第4条 省略 (1)～(8) 省略 (9) <u>札幌市内中学校札幌定期演奏会招待事業</u> (10) 省略 (11) 省略	第4条 省略 (1)～(8) 省略 <u>追加</u> (9) 省略 (10) 省略
第5条 省略 2 会員は、 <u>ホスト会員</u> とファミリー会員とする。 3 <u>ホスト会員</u> は、1個人として入会した者とする。 4 ファミリー会員は、 <u>ホスト会員</u> の家族とする。	第5条 省略 2 会員は、 <u>マスター会員</u> とファミリー会員とする。 3 <u>マスター会員</u> は、1個人として入会した者とする。 4 ファミリー会員は、 <u>マスター会員</u> の家族とする。
第6条 省略 2 省略 (1) <u>ホスト会員及びファミリー会員の氏名、フリガナ及び年齢若しくは生年月日</u> (2)～(5) 省略	第6条 省略 2 省略 (1) <u>マスター会員省略及びファミリー会員の氏名及びフリガナ</u> (2)～(5) 省略
第7条 省略 (1)～(2) 省略 2 省略 3 会員は、入会年度の翌年度以降の会費は、会員が指定する金融機関の預金口座から自動振替するものとする。ただし、会員の申し出により札幌くらぶから送付される会費振込依頼書又は <u>現金</u> により、当該年度の会費を支払うことができる。	第7条 省略 (1)～(2) 省略 2 省略 3 会員は、入会年度の翌年度以降の会費は、会員が指定する金融機関の預金口座から自動振替するものとする。ただし、会員の申し出により札幌くらぶから送付される会費振込依頼書省略により、当該年度の会費を支払うことができる。

<p>第8条 省略 2 省略 (1) 省略 (2) 継続して<u>3年以上</u>会費を滞納したとき。</p> <p>第9条 省略 (1)～(2) 省略 (3) <u>事務局長</u> 1名 (4) <u>会計監査</u> 2人 2 省略</p>	<p>第8条 省略 2 省略 (1) 省略 (2) 継続して<u>1年以上</u>会費を滞納したとき。</p> <p>第9条 札幌くらぶに、次の役員を置く。 (1)～(2) 省略 <u>追加</u> (3) <u>会計監査</u> 2人 2 省略</p>
<p>第10条 省略 2 <u>事務局長は、会長の指名を受け、総会において選任するものとする。</u> 3 <u>顧問は、会長が委嘱する。</u></p>	<p>第10条 省略 <u>追加</u> 2 <u>顧問は、会長が委嘱する。</u></p>
<p>第11条 省略 2 省略 3 <u>事務局長は、会長から委任を受け、会務を統括し、その円滑な運営を担い、運営スタッフに会務の一部を分担させ、その業務を調整し、会計担当が欠けたときは次の担当が指名されるまでの間、その事務を臨時に担当又は他の者を指名することができる。</u> 4 <u>会計監査は、会計の状況を監査し、総会に報告する。</u> 5 <u>顧問は、顧問会議若しくは運営会議に出席し、札幌くらぶの運営に関し、必要な助言を行うものとする。</u></p>	<p>第11条 省略 2 省略 <u>追加</u> 3 <u>会計監査は、会計の状況を監査し、総会に報告する。</u> 4 <u>顧問は、顧問会議に出席し、札幌くらぶの運営に関し、必要な助言を行うものとする。</u></p>
<p>(運営スタッフ) 第14条 <u>事務局に次の運営スタッフを置く。</u> (1) <u>会計担当</u> 2人以内 (2)～(3) 省略 <u>削除</u> <u>削除</u> (4) <u>運営スタッフ</u> 必要な人数 2 <u>運営スタッフは、会員のうちから会長が指名する。</u></p>	<p>(スタッフ) 第14条 <u>事務局に次のスタッフを置く。</u> (1) <u>事務局長</u> 1人 (2)～(3) 省略 (4) <u>普通会計担当</u> 1人 (5) <u>特別会計担当</u> 1人 (6) <u>運営スタッフ</u> 必要な人数 2 <u>スタッフは、会員のうちから会長が指名する。</u></p>
<p>(運営スタッフの職務) 第15条 <u>会計担当は、札幌くらぶの会計事務を処理する。特別会計が設置されたときは、事務局長の指示によりその事務を兼ねて担当することができる。</u>  2～3 省略 <u>削除</u>  <u>削除</u>  4 省略</p>	<p>(スタッフの職務) 第15条 <u>事務局長は、札幌くらぶの事務を統括し、普通会計担当又は特別会計担当が欠けたときは次の担当が指名されるまでの間、その事務を臨時に担当することができる。</u> 2～3 省略 4 <u>普通会計担当は、札幌くらぶの普通会計事務を処理する。特別会計担当が欠けたときは、事務局長の指示によりその事務を兼ねて担当することができる。</u> 5 <u>特別会計担当は、札幌くらぶの特別会計事務を処理する。普通会計担当が欠けたときは、事務局長の指示によりその事務を兼ねて担当することができる。</u> 6 省略</p>
<p>(運営スタッフの任期) 第16条 <u>運営スタッフの任期は、会長が指名した日から役員の改選の日までとし、留任を妨げない。</u></p>	<p>(スタッフの任期) 第16条 <u>スタッフの任期は、会長が指名した日から役員の改選の日までとし、留任を妨げない。</u></p>
<p>第19条 省略 2 <u>運営会議は、役員及び運営スタッフをもって構成し、会長が招集する。</u> 3～5 省略 6 <u>事務局会議は事務局長が招集し、事務局長、会計担当、会報編集長及び事務局次長で構成し、必要に応じて副会長の出席を求め、運営会議の審議に付す事項について事前に調整する。</u> 7 <u>会報編集会議は会報編集長が招集し、会報編集長及び会報編集スタッフで構成し、必要に応じて役員、運営スタッフの出席を求め、会報「札幌くらぶ」の編集に関して調整し、運営会議に報告する。</u></p>	<p>第19条 省略 2 <u>運営会議は、役員及び事務局スタッフをもって構成し、会長が招集する。</u> 3～5 省略 6 <u>事務局会議は事務局長が招集し、事務局長、会報編集長、事務局次長、普通会計担当及び特別会計担当で構成し、必要に応じて副会長の出席を求め、運営会議の審議に付す事項について事前に調整する。</u> 7 <u>会報編集会議は会報編集長が招集し、会報編集長及び会報編集スタッフで構成し、必要に応じて役員、事務局スタッフの出席を求め、会報「札幌くらぶ」の編集に関して調整し、運営会議に報告する。</u></p>
<p>第20条 省略</p>	<p>第20条 省略</p>

<p>2 省略 3 顧問会議は、顧問、会長及び副会長をもって構成する。</p> <p>第21条 次の会議を招集したときは、会議の内容を記録した議事録を作成する。 2 総会は、発言の全文を記録するものとする。 3 運営会議は、発言を要約して記録するものとする。 4 事務局会議、会報編集会議は、発言の概略を記録するものとする。</p>	<p>2 省略 3 顧問会議は、顧問、会長、副会長をもって構成する。</p> <p>第21条 会議を招集したときは、会議の要約を記録した議事録を作成する。 追加 追加 追加</p>
<p>第23条 省略 2～3 省略 4 委員会の会計は、原則として普通会計で処理する。ただし、必要に応じて特別会計を設置して処理することができる。</p>	<p>第23条 省略 2～3 省略 4 委員会の会計は、コンサートに関する委員会を除き、普通会計で処理し、コンサートに関する委員会は特別会計で処理する。</p>
<p>第24条 省略 2 普通会計は、原則として札幌くらの運営に関する全ての会計とする。 3 特別会計は、必要に応じて設置し、普通会計で処理している会計を移管する。特別会計とする事業は、おおむね札幌くらぶサロン、札幌市内中学校札幌定期演奏会招待、札幌くらぶコンサート及び全国のプロオーケストラファンクラブ組織との交流又は運営会議で決定した事業に関する会計とする。 4 特別会計の設置は運営会議で決定する。</p>	<p>第24条 省略 2 普通会計は、札幌くらの運営に関する会計とする。 3 特別会計は、必要に応じて設置する。特別会計とする事業は、コンサート運営に関する会計とする。</p> <p>追加</p>
<p>(新年度の会計の特例) 第27条 新年度に生じた収入又は支出（立替払いを含む。）が旧年度に属するときの新年度の会計は、旧年度の会計として処理しなければならない。 2 新年度の予算が総会において議決されるまでの間の支出の会計は、概算払いとして処理し、処理できる支出は事務処理に必要な一般的経費のほか第3条に定める事業の運営に必要な経費とし、予算が議決されたときは支出に変更がない限り正規に処理されたものとする。</p>	<p>追加</p>
<p>第28条 省略</p>	<p>第27条 省略</p>
<p>附 則（2023（令和5）年6月24日） この会則は、2023（令和5）年6月24日から施行し、2023（令和5）年4月1日から適用する。</p>	<p>追加</p>